

県北広域振興局長告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年2月12日

県北広域振興局長 松岡 博

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350700035	放課後等デイサービス そら	久慈市田屋町第2地割54番地3	特定非営利活動法人 からふるきつず	平成25年2月1日